

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：32614

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26870578

研究課題名(和文) 公有地上宗教施設問題の宗教社会学的研究 実態把握の展開と宗教認識の分析を中心に

研究課題名(英文) A Sociological Research of "Religious" Facilities Located on Public Land in Post-war Japan: Understanding the Current Situation and Analysing their Perception as "Religious"

研究代表者

塚田 穂高 (TSUKADA, HOTAKA)

國學院大學・研究開発推進機構・助教

研究者番号：40585395

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：戦後日本社会において、公有地上に広い意味での「宗教」施設がなぜあるか、どのくらいあるかについて、歴史的経緯と全国分布について調査し、明らかにした。具体的には、2016年度に、「第2回 公有地上における宗教・民間信仰関連施設の分布に関する全国調査」を実施し、全国1,765自治体のうち900件超から回答を得た。また、個別事例としては、2010年に最高裁で違憲判断がくだされた北海道砂川市有地上神社問題についてフィールドワークと文献調査を行い、論文「政教分離訴訟の宗教社会学 北海道砂川市有地上神社問題のフィールドから」などのかたちで成果を発信した。

研究成果の概要(英文)：I investigated and clarified through a nationwide post-war historical survey of "religious" (in broad terms) facilities located on public land the number of such facilities and the reasons for their existence. More specifically, in 2016, I conducted the 'second national survey of religious and folk belief-related facilities located on public land', to which 900 out of 1,765 municipalities responded. In addition, I conducted fieldwork and bibliographic surveys on the Supreme Court case of the Shinto shrine located on land owned by the city of Sunagawa (Hokkaido), which was found to be violating the Constitution. I published the results of that survey in a chapter entitled 'Sociology of Court Cases Surrounding the Separation of Politics and Religion: The Case of the Shrine Located on Land Owned by the City of Sunagawa in Hokkaido.'

研究分野：宗教社会学

キーワード：政教分離 宗教社会学 公有地 宗教施設 神社神道 自治体と宗教 国家と宗教 日本国憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 戦後日本社会における政教問題は、平生はあまり意識されていないことが多いが、実は人びとの社会生活のさまざまな領域に結びついており、不意に顕在化するものである。たとえば、創価学会・公明党のような宗教団体と政治との関わり。靖国神社と慰霊・首相の公式参拝・霊璽簿訴訟などの問題。高校の政治経済の授業では、津地鎮祭訴訟・愛媛玉串料訴訟などの政教分離訴訟についても断片的に学ぶ。宗教教育の是非やその可能性をめぐる議論もある。町内会と氏神祭礼の問題などもあれば、広い意味で言えば、歴史教科書や、国旗掲揚・国歌起立斉唱をめぐる問題も関連する。東日本大震災後は、復興に宗教がどう関わるか、あるいは寺社の復興に公的支援はできるのかといった問題も出てきている。

近年の一つの重要な例としては、北海道砂川市有地上神社違憲訴訟の問題(以下、砂川問題)がある。2010年1月、最高裁大法廷は、同市が市有地を神社敷地として無償供与しているのは政教分離違反だとして市民が違憲確認を求めた2件の訴訟で、このうち空知太神社のケースを違憲と判断した(愛媛玉串料訴訟に続き、戦後2件目)。判決は、「氏子集団」という「宗教団体」が特権を受けていることを認めた。また、違憲かどうかは「当該施設の性格・経緯・態様、これらに対する一般人の評価等、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべき」と示した。ここには何を「宗教」とみなすかという問題が顕わになっている。また、この判決は大きく報じられて全国に波及していき、類似のケースがないかが探し始められた。しかし、その全国的な分布に関する実態把握はなされないままであった。

(2) 戦後日本には、数多くの政教分離訴訟があった。それにともない、多くの著作や論文が提出された。それらは、平野武『政教分離裁判と国家神道』・相沢久『現代国家における宗教と政治』など法学者・憲法学者による憲法解釈・判例解説を主とするもの、「政教関係を正す会」(『実例に学ぶ「政教分離」(正・続・新)』)などの保守系知識人・学者によるもの、キリスト者や仏教者・ルポライターら「国家神道」の復権を危惧する革新陣営によるもの、などに大別でき、立場性や思想背景が比較的明確なものが多かった。他方、宗教(社会)学者によるものは、靖国問題をめぐった論などは複数あるものの、質・量ともにきわめて限定的であったと言える。

砂川問題にしぼっても、研究の蓄積は数少ない。それらも、『法律時報』『法学セミナー』など法学・憲法学関係の雑誌に掲載された判決内容の解釈・解説が大半である。宗教(社会)学の領域からは、本研究課題の申請者を除いて、ほぼ関心が示されていない。1960~70年代の津地鎮祭訴訟などの折には、佐木秋

夫や村上重良ら複数の宗教学者が証言したり意見書を書くなど積極的な発信をなしたのと比すると、時代・思想背景のちがいを考慮したとしてもそのプレゼンスの低下は著しいと言える。

(3) 翻って、宗教研究の分野では近年、宗教概念の問い直しの動きが進んだ(磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜』、星野靖二『近代日本の宗教概念』ほか)。だが、これらは主にその近代的始源を辿りその形成過程を見ようとするものであり、そうして歴史的に形成された宗教概念が現代日本社会で生活する人びとの宗教認識とどのように接続されているのかについては示されていない。

申請者は、政教問題とは宗教概念の問い直しの作業のフロンティアに位置する格好のフィールドだと考えている(藤本龍児・塚田穂高「政治と宗教」)。それは同時代人びとが、それぞれの立場に基づき何を「宗教」とみなすのかが、最も先鋭的な形で拮抗する局面だからである。

そしてその際に、単なる判決文分析やオピニオン発信に留まらず、社会調査により全国的な分布と傾向性を捉え、個別のケース(砂川問題)の氏子・新旧地域住民・行政・問題視する人びとらの相互作用による社会問題化の過程を分析の俎上に乗せることができる宗教社会学の視点と方法は、不可欠なものであると強く認識している。

(4) こうした問題意識のもとで、申請者はすでに戦後日本の政教問題の研究を進めてきた。砂川問題についても、現地での調査研究を進め、2論考を執筆した。さらに2012年度には所属機関の研究助成を受けて、国・都道府県庁・全自治体1,767件への質問紙調査を実施し、808件(45.7%)の回答を得た。諸学会・研究会での報告も複数回行っている。

こうした研究の背景と進展・蓄積を基盤として、第二次的調査を実施してデータの精度をさらに向上させること、砂川問題の調査研究をさらに進めてケースとしての位置づけを明確にすること、両調査結果を踏まえての現代日本の公共空間における宗教認識の分析することは、研究史上の意義と貢献がきわめて大きいものと考え、本研究の着想に至ったのである。

2. 研究の目的

本研究は、

- () 国内の公有地上宗教関連施設の分布の全体像の描き出し : 全自治体対象調査
 - () 北海道砂川市有地上神社問題の具体相の解明 : インタビュー調査・文献調査
 - () 両調査で得られたデータからみえる宗教認識の分析 : 言説・概念研究
- の3つを研究の柱とする。

そして、戦後日本の政教問題の理解とその

社会的発信には宗教社会学的な視点に基づく調査研究が不可欠との認識のもと、政教問題の大きな一角を占める公有地上宗教施設の全体像とその問題生成の過程を初めて明らかにするとともに、政教問題を通じて現代日本の公共空間における宗教概念・認識を分析することの有効性を示すことを、その研究目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究の柱は、前述の通り、() 公有地上宗教施設の全国実態調査、() 砂川問題の事例研究、() 両調査のデータに基づく宗教概念・認識の分析研究、の3つである。

() については、既調査で全国 808 自治体の回答を得ている。未回答の 959 自治体に二次的・追加調査を実施し、分布の全体像把握のためのデータの精度を高める。

() については、砂川問題の原告・支援者・弁護士と行政などにインタビュー調査を行う。重要判例の当事者の問題認識や宗教認識、背景等を記録することは、オーラル・ヒストリーの実践という意味でもきわめて重要である。() の調査結果と照合し、ケースとしての一般性と特殊性を解明する。

() については、質問紙調査() により、行政が何を宗教と認識しているかが明らかになる。砂川問題調査() により、さまざまな当事者が「宗教」をどう考えているか、その多様性や齟齬が明らかになる。両者を総合することで、現代日本の宗教認識の類型と分布の様相 宗教に関するどのような認識のタイプがあり、どういう認識の齟齬や拮抗が社会問題を引き起こす可能性があるかを明らかにすることができると思込される。

以上の3つの研究の柱は有機的に連関しており、研究期間3年をかけて進展させるのに十分な内容であると言える。

(2) 本研究の特色は、第一に宗教(社会)学領域からの数少ない現代日本の政教問題研究である点にある。本研究の完遂により、法学・憲法学領域からに限定されない、また特定の立場性や思想背景を前提とするでもない、政教問題を「社会のなかにおける宗教」の布置という視点から考究することの意義を提示できよう。また、思想史における語用法の研究が重視される傾向がある、日本社会における宗教概念・認識研究の領域においても、同時代の社会や市民が何を「宗教」とみなしてきた/いるのかという実例から、再検討を促すことができると考える。

他方、国民に対しては、これまでは憲法学や政治経済の授業内容の一端でしかなかったような同問題について、実証的な調査研究に基づく信頼に足るデータと分析を提示するとともに、不毛なイデオロギー対立に陥ることなく、対話を促し、合意を形成するための視角や方途を示唆することができるもの

と思われる。

4. 研究成果

本研究課題の研究期間中に、研究課題に広く関連する学会発表を4回行い、図書4件(1件は編集作業中)、雑誌論文3件(小論等を含む)を研究成果として発信した。

(1) まず、個別事例の北海道砂川市有地神社問題については、フィールドワークと文献調査を重ねた後、関連発表を2回行った上で、自らが編集に携わった実証的な宗教社会学の論文を集めた『近現代日本の宗教変動』に論文「政教分離訴訟の宗教社会学 北海道砂川市有地神社問題のフィールドから」として収録した。当該問題が単なる一憲法判例のみにとどまるのではなく、人口移動によりムラの神社とそれを支える氏子集団の位置づけが特殊集団化するなかで生じた問題であり、同じような社会変動のなかでの広い意味での「宗教」施設の位置づけと対応に、全国の自治体が苦慮しているようすを描き出した。

(2) 「第2回 公有地上における宗教・民間信仰関連施設の分布に関する全国調査」を実施し、全国1,765自治体のうち900件超(新規・再調査ともを含む)から回答を得ることができた。すでに実施していた第1回調査の結果と総合すると、全国自治体の過半数から回答を得たことになり、データの精度を著しく向上させることができた。

(3) 「宗教」概念について、政教分離訴訟の展開のなかで「宗教」や「国家神道」概念がどのように使われてきたかについての学会発表を行い、論文執筆を行った(近刊)。また、何が「宗教」施設とみなされてきたか、こなかったかについて、種別ごとにその来歴・経緯を追った学会発表を行った。また、政治と宗教、右傾化と宗教といった関連領域についての研究を並行して進めるなかで、何が「宗教」とみなされてきたか(こなかったか)について、あるいはそうした諸運動と政教分離訴訟との関わりについて論じた成果を発表した。

(4) 以上の研究活動と成果を総合すると、砂川問題については、実地調査に基づき従来の憲法判例の解説とは異なる現代日本社会において広い意味での「宗教」が社会変化にさらされるなかで生じた問題であることを初めて明らかにした。

また、全国自治体調査を通じて、砂川の事例が特殊ではなく、全国自治体にとって懸案事項となっており、それが国家と宗教をめぐる問題の最前線を構成していることを、実証的なデータをともなって示すことができた。

さらに、こうした公有地上の宗教施設の問題と政教分離訴訟の戦後的展開を全体的に

追うことにより、戦後日本の「宗教」概念ならびに「政教分離」「政治と宗教の関係」についての認識が、継続的に更新されるとともに、この領域において先鋭的に表れていることを明らかにすることができた。よって、本研究の申請段階で設定した研究目的のおおむねは達成できたと言える。

ただし、最終年度に実施した全国自治体調査の結果の詳細な分析等は実施できておらず、今後の研究の継続によりまとまったかたちで発信していくことが課題として残された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

塚田 穂高、戦後日本の公有地上「宗教」施設の分布と特徴、宗教研究、査読無、90 別冊、2017、pp.409-410

塚田 穂高、日本会議、改憲潮流のなかの「宗教」避けず、貶めず、向き合うこと、*Journalism*、査読無、2016、pp.62-69

塚田 穂高、日本会議と宗教、宗教と現代がわかる本 2016 (渡邊直樹責任編集、平凡社)、査読無、2016、pp.144-149

[学会発表](計4件)

塚田 穂高、戦後日本の政教分離訴訟の展開 「宗教」「国家神道」をめぐる論争、第 89 回日本社会学会大会、2016 年 10 月 8 日、九州大学(福岡県・福岡市)

塚田 穂高、戦後日本の公有地上「宗教」施設の分布と特徴、日本宗教学会第 75 回学術大会、2016 年 9 月 11 日、早稲田大学(東京都・新宿区)

塚田 穂高、変貌する地域社会のなかの神社神道 北海道砂川市有地上神社違憲訴訟のフィールドから、「宗教と社会」学会第 24 回学術大会、2016 年 6 月 12 日、上越教育大学(新潟県・上越市)

塚田 穂高、戦後政教問題の社会的構築過程と「宗教」概念 砂川市有地上神社問題の事例から、第 87 回日本社会学会大会、2014 年 11 月 22 日、神戸大学(兵庫県・神戸市)

[図書](計4件)

小島 伸之、塚田 穂高編著、ハーベスト社、「国家神道」の解剖学(仮)、近刊、頁数未定

塚田 穂高編著、筑摩書房、徹底検証 日本の右傾化、2017、361-382

寺田 喜朗、塚田 穂高、川又 俊則、小島 伸之編著、ハーベスト社、近現代日本の宗教変動 実証的宗教社会学の視座から、2016、217-248

塚田 穂高、花伝社、宗教と政治の転軸点 保守合同と政教一致の宗教社会学、

6. 研究組織

(1) 研究代表者

塚田 穂高 (TSUKADA, Hotaka)

國學院大學・研究開発推進機構・助教

研究者番号：40585395